

# 鹿児島県優良産廃処理業者認定制度の手引き

令和3年12月22日時点



〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県 環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係

・直通 099-286-2596

・Fax 099-286-5545

・メール [emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp)

・ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyorecycle/sanpai/yuuryouseinintei.html>

# 目 次

第 1	認定制度の概要 .....	1
第 2	認定の手順 .....	3
第 3	申請手続き .....	4
第 4	認定申請書の添付書類 .....	4
第 5	認定基準 .....	5
《申請に係る様式等》		
・	認定基準適合通知（第 2 号様式） .....	9
・	認定基準不適合通知（第 3 号様式） .....	10
・	提出先一覧 .....	11

## 第 1 認定制度の概要

この制度は、

- ① 排出事業者が安心して委託できる優良な処理業者を選択できること
- ② より信頼できる優良な産業廃棄物処理業者の育成が進むこと
- ③ 優良な処理業者の更新許可申請における事務負担が軽減できること

といった意義を有し、従前の優良性評価制度を基に創設された新しい制度です。そのため、従前の優良性評価制度を有する処理業者でも、新たに申請を行う必要があります（情報公表については、経過措置が認められています）。

具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に認定基準※を定め、認定基準に適合した処理業者については、処理業の許可申請の際に提出する申請書類の一部を省略することができるというものです。（規則第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2）

※ 認定基準

### 1 実績及び遵法性

	ケース	期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の産業廃棄物処理業の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良確認又は優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の産業廃棄物処理業の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良確認又は優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

#### 【特定不利益処分について】

- ・ 廃棄物処理業に係る事業停止命令
- ・ 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令
- ・ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
- ・ 再生利用認定の取消し
- ・ 広域的処理認定の取消し
- ・ 無害化処理認定の取消し
- ・ 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し
- ・ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令
- ・ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令

## 2 事業の透明性

一定期間継続して以下の項目のすべてをインターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

1. 法人（個人申請の場合は個人）の基礎情報
2. 事業計画
3. 許可証の写し
4. 施設の状況（処分業は処理工程）
5. 過去3年間の処理の状況、維持管理の記録等（焼却施設の場合、熱回収の有無及びその実績）
6. 財務諸表
7. 処理料金
8. 組織・人員配置
9. 処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項（処分業）
10. 事業場の公開等

【インターネットを利用する方法で公表を行う一定期間について】

ケース	期間
通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間

## 3 環境配慮の取組

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合しており、環境大臣が定める認証制度（ISO14001、エコアクション21等）により認められていること。

## 4 電子マニフェスト

申請する業の区分で電子マニフェストが使用可能であること。

## 5 財務体質の健全性

財務体質の健全性について、以下の基準に適合すること。

- 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上
- 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること
  - イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上
  - ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超える
- 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超える
- 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していない

### 【留意事項】

- 1 本認定制度は、あくまでも認定基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを県が保証するものではありません

ん。したがって、認定基準適合業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要となります。

- 2 認定基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取組に目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されたものです。したがって、基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、基準に適合しているか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。

## 第2 認定の手順

認定の手順は以下のようになります。

### ① 申請

産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。）の許可申請を行った自治体に対し申請します。

更新申請とあわせて別途、申請を行うこととなります。なお、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことができます。

### ② 審査

①で提出された書類などに基づき、審査を行います。

### ③ 認定基準適合の通知

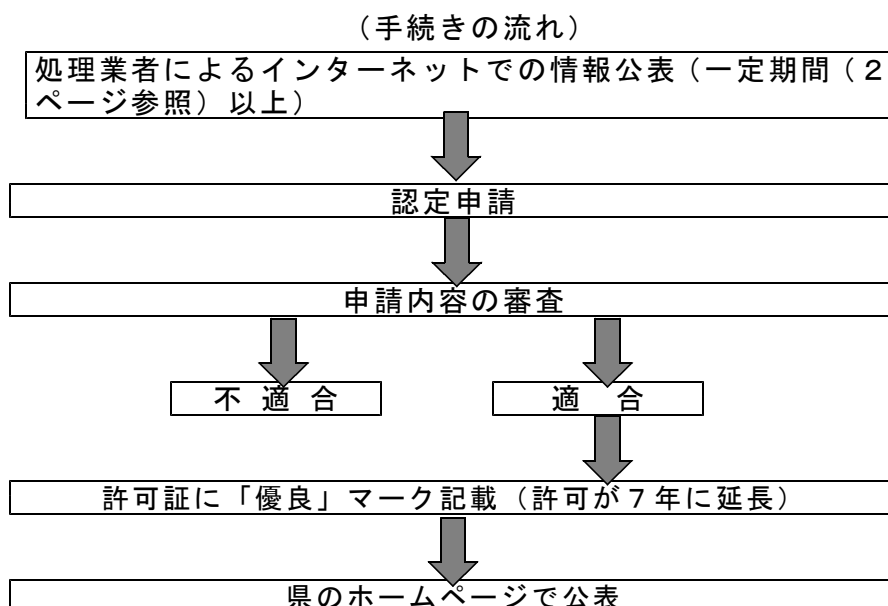
審査の結果、基準適合と確認された場合には、認定基準に適合した旨を申請者に通知します。

### ④ 認定の効果及び許可証への記載

認定基準に適合し、また同時になされた許可申請も許可基準に適合した場合には、許可証の右上に「優良」の文字が記載されるとともに、許可の有効年月日が5年から7年となります。

### ⑤ 評価基準適合者の公表

認定基準に適合した処理業者は、県のホームページに、その名称、認定年月日、許可番号、公表報が閲覧できるホームページのアドレス等を公表します。



### 第3 申請手続き

#### 1 認定申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりとなります。

- ① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
- ② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
- ③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
- ④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
- ⑤ 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

#### 2 提出先

申請に必要な書類の提出先は許可申請書の提出先と同じです。「提出先一覧」(11ページ)を参照してください。

#### 3 提出部数

許可申請書の提出先	申請の種別	提出部数
振興局・支庁	収集運搬業（事業者の所在地が鹿児島市を除く県内市町村）	正本・副本 各1部
	処分業（施設の所在地が鹿児島市を除く県内市町村）	
廃棄物・リサイクル対策課	収集運搬業（事業者の所在地が鹿児島市もしくは県外）	正本1部
	処分業（移動式のための許可で、駐機場が鹿児島市もしくは県外）	

#### 4 手数料

手数料は必要ありません。

（\* 更新許可申請については所定の手数料が必要です。）

### 第4 認定申請書の添付書類

#### 1 添付書類の省略

優良認定の場合については、以下のとおり添付書類を省略することができます。

添付書類
① 事業計画の概要を記載した書類
② 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書※
③ 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為

※損益計算書のうち、売上原価、製造原価、販売費及び一般管理費の明細（内訳）に係る書類については省略できません。

## 2 省略した添付書類の提出

認定基準適合性の審査の結果、認定基準に適合せずに認定基準不適合となった場合は、速やかに申請した提出先に省略した添付書類を提出してください。

# 第5 認定基準

## 1 遵法実績及び遵法性

廃棄物処理法の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から一定期間（1ページ参照）を経過しない者（注）に該当せず、申請の際に受けている許可の有効期間（許可の更新を待たずに優良認定を行う場合は、直前5年）にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

（注）不利益処分を受けた者が法人である場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、不利益処分のあった日から一定期間を経過しないものを含む。

- (1) 本基準は、過去5年（すでに認定を受けている場合は7年）の間に法の規定等に違反して不利益処分を受けていない者であることを求めるものです。
- (2) ここで「不利益処分」とは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいいます。例えば、これらの法令の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しません。
- (3) また、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- (4) なお、「不利益処分を受けていない者」とは、申請を行う都道府県等において不利益処分を受けていないのみならず、すべての都道府県等において不利益処分を受けていないことが要求されます。

## 2 事業の透明性

申請の直前半年以上にわたり、処理業の区分に応じ、以下のそれぞれの項目をインターネット上で公表し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑦	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

なお、公表項目の詳細は、別途資料「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省）」P.10～P.48を参照してください。

- (1) 本基準は、許可申請時の添付書類に含まれている情報、処理業者に対し作成・保存が義務づけられている情報、一定の産業廃棄物処理施設において記録及び利害関係者への閲覧が義務づけられている維持管理に関する情報等を広く一般に情報公表することを求めるものです。
- (2) 虚偽である場合を除いて、以下の個別項目の解説で述べる一定の外形的な要件を満たす情報が公表されていれば基準適合と判断されるものであり、公表された情報の内容の妥当性（例えば、処理工程の技術的妥当性、経営状態の健全性等）の判断まで行うものではありません。



- (3) インターネット上での情報公開は、公開が必要とされるすべての項目について一定期間継続して行い、情報の更新を基準に従って行って初めて基準適合と認められることになります。
- (4) 環境大臣の指定を受けた公益財団法人産業廃棄物処理振興財団より事業の透明性に係る基準の適合についての証明書の発行を受けることができます。申請者は当該適合証明書を提出することができます。

### 3 環境配慮の取組

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

- (1) 環境保全への取組内容を更新許可時等に逐一審査することは困難ですので、本基準においては、環境マネジメントに係る標準的な規格等への適合性に関する既存の認証制度を活用して判断することとしています。ここで、「事業活動に係る環境配慮の体制及び手続に係る標準的な規格等」としては、ISO14001規格、環境省のエコアクション21ガイドライン及びこれと相互認証された規格等が該当します。  
相互認証の具体例としては、HES（北海道マネジメントシステムスタンダード）、KES（環境マネジメントシステムスタンダード）等があります。
- (2) 処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしもすべての事業場等について認証を取得している必要はありません。

### 4 電子マニフェスト

申請する業の区分において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、電子マニフェストの利用が可能であること。

今回の認定制度から採用された基準です。

具体的には日本産業廃棄物処理振興センターに電子マニフェストの利用登録を行い、電子マニフェストの利用が可能となっていることが必要です。

### 5 財務体質の健全性

財務体質の健全性について、一定の基準に適合していること。

今回の認定制度から採用された基準です。

従前の制度では審査基準でなかった財務状況について、新たに基準を示し、認定を受けるためには、以下のすべての基準に適合していることが必要となります。

- 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること

$$\text{自己資本比率(\%)} = (\text{自己資本} \div \text{総資産}) \times 100 \geq 0$$

- 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること

- イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること

$$\text{自己資本比率(\%)} = (\text{自己資本} \div \text{総資産}) \times 100 \geq 10\%$$

- ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること

$$\text{営業利益金額等} = \text{営業利益金額} + \text{減価償却費} > 0$$

- 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること

$$(\text{直前3年経常利益合計} + \text{直前3年減価償却費合計}) \div 3 > 0$$

- 国税（法人税及び消費税），都道府県税（県民税，事業税，不動産取得税，地方消費税），市町村税（市町村民税，事業所税，固定資産税，都市計画税），社会保険料，労働保険料，（特定廃棄物最終処分場について）維持管理積立金の納付額に未納がないこと

様

鹿児島県知事

優良産廃処理業者認定制度に係る認定基準適合について（通知）

令和 年 月 日付けで提出された認定基準適合性認定の申請については、認定基準に適合していることを確認したので通知します。

廃り第 号  
令和 年 月 日  
(廃棄物・リサイクル対策課扱い)

様

鹿児島県知事

優良産廃処理業者認定制度に係る認定基準不適合について（通知）

令和 年 月 日付けで提出された認定基準適合性認定の申請については、下記の理由により、認定基準に適合しないと認められたので通知します。

（ついでには、当該申し出の際、併せて提出された産業廃棄物処理業の許可申請書において省略していた書類については、令和 年 月 日までに、部 へ提出してください。）

記

1 不適合となった理由

## 提出先一覧

◆ 収集運搬業許可申請の場合

- ・申請者の事務所又は事業場の所在地を所管する各地域振興局及び各支庁
- ・ただし、申請者の事務所又は事業場の所在地が鹿児島市又は鹿児島県以外の区域である場合は、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

◆ 処分業許可申請の場合

- ・産業廃棄物の処理施設の所在地を所管する各地域振興局及び各支庁
- ・ただし、移動式のものでの許可で、処理施設の駐機場の所在地が鹿児島市又は鹿児島県外である場合は、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

受付窓口	住所	管轄区域
環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2596	鹿児島市， 県外
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1 TEL 099-273-2332	いちき串木野市， 日置市， 三島村， 十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1 TEL 0993-53-2317	南さつま市， 枕崎市， 指宿市， 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1 TEL 0996-23-3167	出水市， 阿久根市， 薩摩川内市， さつま町， 長島町
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16 TEL 0995-44-7959	始良市， 伊佐市， 霧島市， 湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6 TEL 0994-52-2112	曾於市， 志布志市， 鹿屋市， 垂水市， 大崎町， 東串良町， 肝付町， 南大隅町， 錦江町
熊毛支庁 保健福祉環境部 衛生・環境室	〒891-3192 西之表市西之表7590 TEL 0997-22-0032	西之表市， 中種子町， 南種子町
熊毛支庁 屋久島事務所 保健福祉環境課	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650 TEL 0997-46-2024	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 衛生・環境室	〒894-0032 奄美市名瀬永田町17-3 TEL 0997-53-7474	奄美市， 大和村， 宇検村， 瀬戸内町， 龍郷町， 喜界町
大島支庁 徳之島事務所 保健衛生環境課	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2 TEL 0997-82-0149	徳之島町， 天城町， 伊仙町， 和泊町， 知名町， 与論町